後 īF 改 īF 前 改

# (法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 139)

## 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書 付表 (時価評価資産の状況)」の記載要領

- 1 この付表(時価評価資産の状況)は、法人税法(以下「法」といいます。)第61条の11(連結納税の開始に伴う資産の時価評価租益)又は法第61条の12(連結納税への加入に伴う資産の時価評価租益)の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価報金産の種類、名称、所在する場所等を設して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」(以下「届出書」といいます。)に添けしてださい。(注) この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である上地や、有価証券、金銭権権及び継延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます(法令122の12①・法規27の13の2②三)。

  前 6 年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産。

  - 過用を支げた返回員が員生 売買目的有価証券 償還有価証券 帳簿価額が千万円に満たない資産
- (1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 連結子法人となる法人の最初連結製法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度(以下「開始直前事業
- 年度」といいます。)終了の時の時価評価資産(法規27の13の2②)
- (2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
- 連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産(法規27の13の3)

#### 2 各欄の記載要領

- 2 frimの記載を照 (1) 「長人名」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。 (2) 「開始値前事業年度等」欄は、届出書が法第 fi 条の 11 第 1 項第 6 号ロの規定により連結納税の開始に件 ・提出するものである場合には、開始値前事業年度を記載してください。 また、法第 fi 条の 12 第 1 項第 4 号ロの規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、 株式交換の 10 前 1 回版する事業年度を記載してください。
- (3) 「映価評価資産」の各欄は次により記載してくどさい。 イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類(建物、土地、有価証券、金銭債権など)を記載してください。 「 名称」欄は、時価評価資産の種類(建物、土地、有価証券、金銭債権など)を記載してください。 「 名称」欄は、時価評価資産の名称(事務所、宅地、㈱○○(第附)、街○○(債務者名)など)を記
- ハ 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してくださ
- 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
- 時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額
- 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
- 時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額
- (注) 「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。

X	分	単位	
金	銭 債 権	一の債務者ごと	
油炭	建物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと	
減価償却資産	機械及び装置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をも、 取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと	って
資産	そ の 他 の減価償却資産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分	
±	地 等	一筆(一体として事業の <u>用</u> に供される一団の土地等はその一 土地等)ごと	団の
有	価 証 券	その銘柄の異なるごと	
そ	の他の資産	通常の取引の単位を基準とした区分	

## ○参考【届出書の提出法人等】

×		分	提出法人	「連結親法人となる法人 又は連結親法人」欄に記 載する法人	「加入する連結 子法人」欄に記載 する法人
連	結 納	税の開始	連結子法人となる法人	連結親法人となる法人	記載不要
連結		の日の前日の属す 度が連結納税適用	連結子法人となる法 人	連結親法人となる法人又 は連結親法人	記載不要
納税	株式交換の属する	株式交換の日の前 日の属する連結事 業年度において連 結親法人	株式交換の日の前日 の属する連結事業年 度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要
かの加入	の日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前日の前	株式交換の日の前 日の属する連結事 業年度において連 結子法人	株式交換の日の前日 の属する連結事業年 度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子 法人

# (法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 134)

## 「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書 付表 (時価評価資産の状況)」の記載要領

- 1 この付表 (時価評価資産の状況) は、法人税法(以下「法」といいます。)第 61 条の 11 (連結特税の開始に伴う資産の時価評価租益) 又は法等 61 条の 12 (連結特税への加入に伴う資産の時価評価租益) の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価報金産の種類、名称、所在する場所等を設して「連結特税の関始等に伴う時価評価資産に関する届出書」(以下「届出書」といいます。) に添けしてください。(注) この付表に記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び継延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます(は令 122 の 120)。

  - ① 前5年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の 適用を受けた減価格均管産
  - ② 売買目的有価証券

  - ③ 償還有価証券 ④ 帳簿価額が千万円に満たない資産
- (1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 連結子法人となる法人の最初連結製法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度(以下「開始直前事業 年度」といいます。)終了の時の時価評価資産(法規27の13の2②)
- (2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
- 連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産(法規27の13の3)

- 2 行間の温・吸を明 (1) 「技人名」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。 (2) 「開始直前事業年度等」欄は、届出書が法章 61 条の 11 第 1 項第 6 号ロの規定により連結納税の開始に伴 い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。 また、法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号ロの規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、 株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。
- 株式交換シ目の側目の周、3年末下及と記載していたとい。 (3) 「時備再価資産」の各欄は次により記載してください。 イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類(建物、土地、有価証券、金銭債権など)を記載してください。 ロ 「名称」欄は、時価評価資産の名称(事務所、宅地、㈱○○(銘柄)、세○○(債務者名)など)を記
- 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してくださ
- a 連結納税の開始に伴い届出を行う場合
- 時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額
- b 連結納税への加入に伴い届出を行う場合
- 時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額
- (注) 「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。

区	分	単	位
金	銭 債 権	一の債務者ごと	
油	建物	一棟(区分所有である場合には、区分所	「有権)ごと
減価償却資産	機械及び装置	一の生産設備又は一台若しくは一基(j 取引の単位とされるものは、一組又は	
資産	そ の 他 の 減価償却資産	「建物」又は「機械及び装置」に準じ	た区分
土	地 等	一筆(一体として事業のように供されるの土地等)ごと	5一団の土地等はその一団
有	価 証 券	その銘柄の異なるごと	
そ	の他の資産	通常の取引の単位を基準とした区分	

## ○参考【届出書の提出法人等】

	>7 I/IIIII   1-7   E   E   E   E   E   E   E   E   E						
×			分	提出法人	「連結親法人となる法人 又は連結親法人」欄に記 載する法人	「加入する連結 子法人」欄に記載 する法人	
連	結 納	税の	開始	連結子法人となる法人	連結親法人となる法人	記載不要	
連結			前日の属す 吉納税適用		連結親法人となる法人又 は連結親法人	記載不要	
納稅	株式交換の属する	日の属	喚の日の前 する連結事 において連 人	休式父僕の日の間日	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	
かの加入	の日の前日 の日の前日	日の属	換の日の前 する連結事 において連 人	休式父拠の日の削日	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子 法人	